

「平成 29 年版 社会福祉法人モデル経理規程（平成 29 年 3 月 15 日）」 正誤表

「平成 29 年版 社会福祉法人モデル経理規程（平成 29 年 1 月 31 日版）」の本文中に以下の誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。

【平成 29 年社会福祉法人モデル経理規程（平成 29 年 1 月 31 日版）】および

【会計監査人設置法人版平成 29 年社会福祉法人モデル経理規程（平成 29 年 1 月 31 日版）】

の修正箇所

※ 平成 29 年 3 月 15 日以降、ダウンロードいただいたものは、下記修正済みです。

該当ページ （【】内は会計監査人設置法人版）	該当 条項 行数 （【】内は会計監査人設置法人版）	誤 （平成 29 年 1 月 31 日版）	正 （平成 29 年 3 月 15 日版）
P.14 【同上】	（会計帳簿の保存期間） 第 14 条 【同上】	第 14 条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。 (1) 第 4 条第 2 項に規定する計算関係書類及び財産目録 永久 (2) 第 12 条第 1 項(1)、(2)及び(3)に規定する主要簿、補助簿及びその他の帳簿 10 年 (3) 証憑書類 10 年 2 前項の保存期間は、計算書類及び財産目録を作成した時から起算するものとする。 3 第 1 項（2）及び（3）の書類を処分する場合には、事前に会計責任者の承認を得ることとする。	第 14 条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。 (1) 第 4 条第 2 項に規定する計算関係書類 10 年 (2) 第 4 条第 2 項に規定する財産目録 5 年 (3) 第 12 条第 1 項(1)、(2)及び(3)に規定する主要簿、補助簿及びその他の帳簿 10 年 (4) 証憑書類 10 年 2 前項の保存期間は、 <u>会計帳簿を閉鎖した時</u> から起算するものとする。 3 第 1 項の書類を処分する場合には、事前に会計責任者の承認を得ることとする。
P.17 【同上】	（支払の手続） 第 26 条第 4 項 【同上】	銀行、郵便局等の金融機関	<u>銀行等</u> の金融機関
P.27 【同上】	（取得・処分の制限等） 第 53 条第 1 項 【同上】	事前に理事会の承認を得なければならない。	事前に理事会 <u>及び評議員会</u> の承認を得なければならない。
P.34	（計算書類の備置き） 第 66 条第 2 項	監査報告書の写しを	<u>監査報告</u> の写しを

P.36 【同上】	(契約機関) 第 71 条第 2 項 【同上】	(新設)	<u>2 理事長が契約担当者に委任する場合には、委任の範囲を明確に定めなければならない。</u>								
P.37 【同上】	(随意契約) 第 74 条第 1 項 【同上】	(1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合 (注 49)	(1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が <u>1,000 万円</u> を超えない場合 (注 49) 【会計監査人設置法人版】 (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合 (注 50) <table><tr><td>契約の種類</td><td>金額</td></tr><tr><td><u>1 建築工事</u></td><td><u>20 億円</u></td></tr><tr><td><u>2 建築技術・サービス</u></td><td><u>2 億円</u></td></tr><tr><td><u>3 物品等</u></td><td><u>3,000 万円</u></td></tr></table>	契約の種類	金額	<u>1 建築工事</u>	<u>20 億円</u>	<u>2 建築技術・サービス</u>	<u>2 億円</u>	<u>3 物品等</u>	<u>3,000 万円</u>
契約の種類	金額										
<u>1 建築工事</u>	<u>20 億円</u>										
<u>2 建築技術・サービス</u>	<u>2 億円</u>										
<u>3 物品等</u>	<u>3,000 万円</u>										
P.37 【同上】	(随意契約) 第 74 条第 4 項 【同上】	(新設)	<u>4 第 1 項 (1) の理由による随意契約は、3 社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。ただし、予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合には、2 社の業者からの見積もりを徴し比較するものとする。</u>								
P.38 【同上】	(契約書の作成) 第 75 条第 2 項 【同上】	契約担当者は契約の相手方とともに	<u>理事長は契約の相手方とともに</u> ※改正法により、理事長が業務に関する一切の権限を有すると規定されたため、契約者を理事長とすることに改めました。								

以 上